

香川県会計規則及び香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年9月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第18号

香川県会計規則及び香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則
(香川県会計規則の一部改正)

第1条 香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(資金前渡のできる範囲) 第68条 略</p> <p>(1)～(22) 略</p> <p><u>(23) 郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。)の営業所又は郵便局(簡易郵便局法(昭和24年法律第213号)第2条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第14項に規定する銀行代理業をいう。)の業務を行うものをいう。)において払込みを必要とする経費</u></p> <p>(口座振替等による収納手続) 第226条 略</p> <p><u>2 指定金融機関等は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われる申請等に係る県の公金を収納したときは、第223条の規定に準じて処理しなければならない。</u></p>	<p>(資金前渡のできる範囲) 第68条 次に掲げる経費については、職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。 (1)～(22) 略</p> <p>(口座振替による収納手続) 第226条 略</p>

(香川県証紙条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県証紙条例施行規則(昭和39年香川県規則第23号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表(第2条関係)</p>	<p>別表(第2条関係)</p>

1～5 略

6 略

(1)・(2) 略

(3) 自動車保管場所証明申請手数料（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）（次号において「施行規則」という。）第2条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して行う申請に係る手数料を当該電子情報処理組織を使用して徴収することが可能な場合に限る。）

(4) 自動車保管場所標章交付手数料（施行規則第5条第2項において読み替えて準用する施行規則第2条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して行う申請に係る手数料を当該電子情報処理組織を使用して徴収することが可能な場合に限る。）

7 略

1～5 略

6 香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）に定める手数料。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)・(2) 略

7 略

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。